農業機械学会 表彰規程

（昭和41年 6月　一部改正）（昭和56年 4月　一部改正）（平成14年 3月　一部改正）
（昭和43年 4月　一部改正）（昭和62年 4月　一部改正）（平成15年 3月　一部改正）
（昭和45年 4月　一部改正）（平成 5年 4月　一部改正）（平成19年10月　一部改正）
（昭和52年 6月　一部改正）（平成 6年 4月　一部改正）（平成21年 1月　一部改正）
（昭和53年 6月　一部改正）（平成13年 3月　一部改正）
（昭和55年 4月　一部改正）（平成13年 9月　一部改正）　部は平成21年1月改正部分

（農業機械学会賞及びその種類）

第１条　本学会に，農業機械学会賞を設定する。

２．農業機械学会賞は，農業機械学会学術賞，農業機械学会森技術賞，農業機械学会奨励賞，農業機械学会国際賞，農業機械学会功績賞，農業機械学会論文賞（以下それぞれ「学術賞」，「森技術賞」，「奨励賞」，「国際賞」，「功績賞，「論文賞」という。）とする。

（表彰）

第２条　表彰は総会において行う。

２．学術賞，森技術賞，奨励賞，国際賞，功績賞の表彰は，賞状及び賞牌等をもって行ない，受賞者全員に授与する。

３．論文賞の表彰は，賞状等をもって行い，受賞者全員に授与する。

４．学術賞，森技術賞，奨励賞，国際賞，論文賞は，原則として各々毎年度１件を表彰する。

５．奨励賞は，研究奨励賞及び技術奨励賞各々について原則として毎年度１件を表彰する。

（受賞者の資格）

第３条　学術賞，森技術賞，奨励賞及び功績賞の受賞者は，本学会会員の中から選定する。

２．国際賞及び論文賞の受賞者は，本学会会員であることを必要としない。

３．奨励賞は，推薦締切日の属する年度の前年度末において35歳以下の正会員又は学生会員の中から選定する。なお，被推薦者を連名とするときは，１件２名以内とし，両者とも，本項の年齢制限を充たしていることを必要とする。

（学術賞）

第４条　学術賞は，農業機械に関する学術の進歩に特に顕著な貢献をなした論文に対して授与する。

２．本賞の候補に該当する業績は，原則として本学会誌に掲載された論文とする。

３．本賞の候補に該当する業績は，推薦締切日より過去５年以内のものとする。

４．本学会誌以外においても，顕著な業績が著書，調査報告書として刊行されているときは，審査の対象とする。

５．すでに本学会における他の賞（奨励賞，論文賞及び支部の賞を除く。）を受けた業績は，原則として対象外とする。

（森技術賞）

第５条　森技術賞は，農業機械に関する技術の進歩に貢献した次のような具体的成果に対して授与する。

(1) 農業機械の開発研究

(2) 農業機械の試験・測定法又は試験装置の創出

(3) 農業機械の利用に関する技術体系の確立

2．成果は，公表され，また実施の段階にあるもので，推薦締切日より過去５年以内において，本学会誌又はこれに準ずる公刊物に掲載されたものでなければならない。

3．すでに本学会における他の賞を受けた業績（本学会の奨励賞，論文賞及び支部の賞を除く）は，原則として対象外とする。

4．本賞に係わる支出は，森基金の運用をもって行う。

（奨励賞）

第６条　奨励賞は，本学会の目的とする分野において優れた萌芽的研究を行ない，将来の活躍が期待できると認められる者に授与する。

2．奨励賞は，研究の分野に係る研究奨励賞と，技術の分野に係わる技術奨励賞の２種とする。

3．研究奨励賞に係わる成果は，推薦締切日より過去３年以内において，本学会誌に掲載された研究論文，技術論文，速報（以下「研究論文等」という。），又は同期間において公刊された研究報告書，技術報告書，調査報告書，著書その他の公刊物（ただし，講演要旨及び他の学会誌に掲載された研究論文等を除く。以下本条において「公刊物」という。）に掲載されたものでなくてはならない。

4．技術奨励賞に係わる成果は，推薦締切日より過去３年以内において，本学会誌に掲載された研究論文等，公刊物又は公開・周知された新技術，新製品もしくは新製造法（以下「新技術」という。）でなければならない。

5．すでに，本学会の論文賞及び支部の賞を受けた者も対象とする。

（国際賞）

第７条　国際賞は，農業機械や農業技術の発展に関する国際的に顕著な功績のあった個人又はグループに対して授与する。

2．本賞に係わる支出は，国際学術奨励基金をもって行う。

（功績賞）

第８条　功績賞は，本学会の発展のために顕著な功績のあった者に対して授与する。

（論文賞）

第９条　論文賞は，特に優秀な論文を本学会誌に発表した著者に授与する。

2．論文賞の対象となる成果は，本学会誌に掲載された論文の内，対象年度内に第6号が刊行された巻の第１号から第6号に掲載された研究論文，技術論文とする。

（学術賞，森技術賞及び奨励賞候補者の推薦）

第10条　表彰委員長は，その年度の学術賞，森技術賞及び奨励賞の受賞候補者（以下「候補者」という。）推薦に関する事項を学会誌に公示する。

2．第11条に係わる書類の提出期限は，原則として毎年８月末日とする。提出期限を変更する必要が生じたときは，会長は理事会の議を経て決定した変更後の提出期限を公示する。

第11条　学術賞，森技術賞又は奨励賞の候補者は本学会正会員が推薦する。推薦者は次の書類等を揃えて会長へ提出する。

(1) 以下を記載した推薦書（５部）

(a) 学術賞，森技術賞，研究奨励賞，技術奨励賞の別

(b) 候補業績名（奨励賞にあっては「業績」を「成果」と読み替える。以下同じ。）

(c) 候補者の氏名（奨励賞にあっては生年月日を付記する。），勤務先，身分又は職業（共同研究による業績の場合は共同研究者についても同様な記載を行うとともに，当該

共同研究の代表者を明記する。）

(d) 推薦理由，推薦者氏名

(e) 候補業績の概要（2,000字以内）

(f) 受賞対象論文及び公刊物のリスト

・論文では：著者名（共著者も列記），公表年月，論文題目，雑誌名，巻号，ページの順に記載

・著書では：著者名（共著者も列記），公表年月，著書名，出版社名，ページ数の順に記載

(g) その他参考資料のリスト

(h) 受賞対象論文及び公刊物の共著者からの推薦同意書

(2) 受賞対象論文及び公刊物の別刷り（写しでも可）（５部）

(3) その他参考資料（必要な場合）（５部）

・技術奨励賞の推薦にあっては，公開特許等の公報の写し，ビデオテープ，取扱説明書等，新技術等の内容の理解を助けるための資料を適宜選択の上，５部添付することが望ましい。

２．推薦者は，候補者の資格，業績の内容と価値を十分に吟味するとともに，次の事項についても留意しなければならない。

(1) 本学会以外の賞等を受けた業績は，原則として推薦しない。

(2) 同一人の発表したものでも，互いに関連のない種々の論文等を総括したものは，推薦の対象としない。

（国際賞候補者の推薦）

第12条 表彰委員長は，その年度の国際賞の受賞候補者推薦に関する事項を学会誌に公示する。

２．第12条に係わる書類の提出期限は，原則として毎年８月末日とする。提出期限を変更する必要が生じたときは，会長は理事会の議を経て決定した変更後の提出期限を公示する。

第13条 国際賞の候補者は本学会正会員が推薦する。

推薦者は次の書類等を揃えて会長へ提出する。

(1) 以下を記載した推薦書（11部）

(a) 候補業績名

(b) 候補者の氏名，勤務先，身分又は職業（共同研究による業績の場合は共同研究者についても同様な記載を行うとともに，当該共同研究の代表者を明記する。）

(c) 推薦理由，推薦者氏名

(d) 候補業績の概要（2,000字以内）

(e) 受賞対象者の農業機械や農業技術の発展に関する国際的に顕著な功績をしめす参考資料

(2) 候補者の略歴（11部）

(3) その他参考資料（必要な場合）（11部）

（功績賞候補者の推薦）

第14条 功績賞は次の基準に該当する者を理事会が推薦するものとする。

(1) 本学会に正会員として10年以上所属し，役員を通算６年以上務めた者，又は，事務局長，幹事，各種委員会等の委員長として長期にわたり学会の発展に尽力した者。

(2) 特別会員の場合は，毎年度２口以上の会費を10年以上納めるか，一時に特別会員会費20口相当分を寄附した者。

２．前項以外の場合にあっても，特に本会の発展に尽力し，その貢献が顕著であると３分の２以上の理事が認めた場合は，候補者として推薦することができる。

（推薦書類の整理）

第15条　表彰委員長は，提出された推薦書類を整理する。

2．この場合，明らかに表彰規程に適合しないと認められるもの，及び記載事項が著しく所定の事項と合わないため審査上支障を来すと認められるものは，理事会に諮ってこれを除外する。

（学術賞，森技術賞及び奨励賞の選考）

第16条　学術賞，森技術賞及び奨励賞の選考は，各賞ごとに５名の選考委員及び表彰委員会が行う。

2．選考委員は，２名以上を表彰委員の中から，残りを正会員の中から表彰委員長が各賞ごとに推薦し，会長が委嘱する。

3．同一者が学術賞，森技術賞及び奨励賞の選考委員を兼務することを妨げない。推薦者は，選考委員になることができない。

第17条　表彰委員長は，学術賞，森技術賞及び奨励賞の推薦書類を選考委員に送付する。

2．選考委員は，候補業績の内容を審査の上，投票用紙に，適・不適及びその理由又は所見を付し，表彰委員長に提出する。

第18条　表彰委員長は，選考委員の過半数が適とした業績の中から，選考委員の投票結果を尊重しつつ，表彰委員とともに，それぞれの賞ごとに原則として１件を選定し，受賞者を決定する。

（国際賞及び功績賞の選考）

第19条　国際賞及び功績賞の選考は，表彰委員会が行う。

2．表彰委員長は，推薦があった国際賞の候補者について，推薦書類を表彰委員とともに表彰委員会で十分に検討し，受賞者を決定する。

3．表彰委員長は，理事会が推薦した功績賞の候補者について，推薦の理由を表彰委員とともに表彰委員会で十分に検討し，受賞者を決定する。

（論文賞の選考）

第20条　論文賞の選考は，編集委員会が行う。

2．編集委員長は，授賞候補論文について，選考の経過と推薦の理由を付して理事会に推薦し，承認を得る。

（学術賞，森技術賞，奨励賞，国際賞，功績賞選考経過の報告）

第21条　表彰委員長は，選考理由を付して選考経過を会長に報告する。

2．表彰委員長は，理事会及び総会において選考経過を報告する。

（論文賞選考経過の報告）

第22条　編集委員長は，選考理由を付して選考経過を会長に報告する。

2．編集委員長は，総会において選考経過を報告する。

（受賞業績の発表）

第23条　学術賞及び森技術賞の受賞者は，総会において業績の概要を報告し，奨励賞，国際賞及び論文賞の受賞者は，総会において業績の概要書を配布する。

（規程の変更）

第24条　本規程の変更は理事会で行ない，学会誌に公示する。

附　則

本規程は平成21年1月1日から実施する。

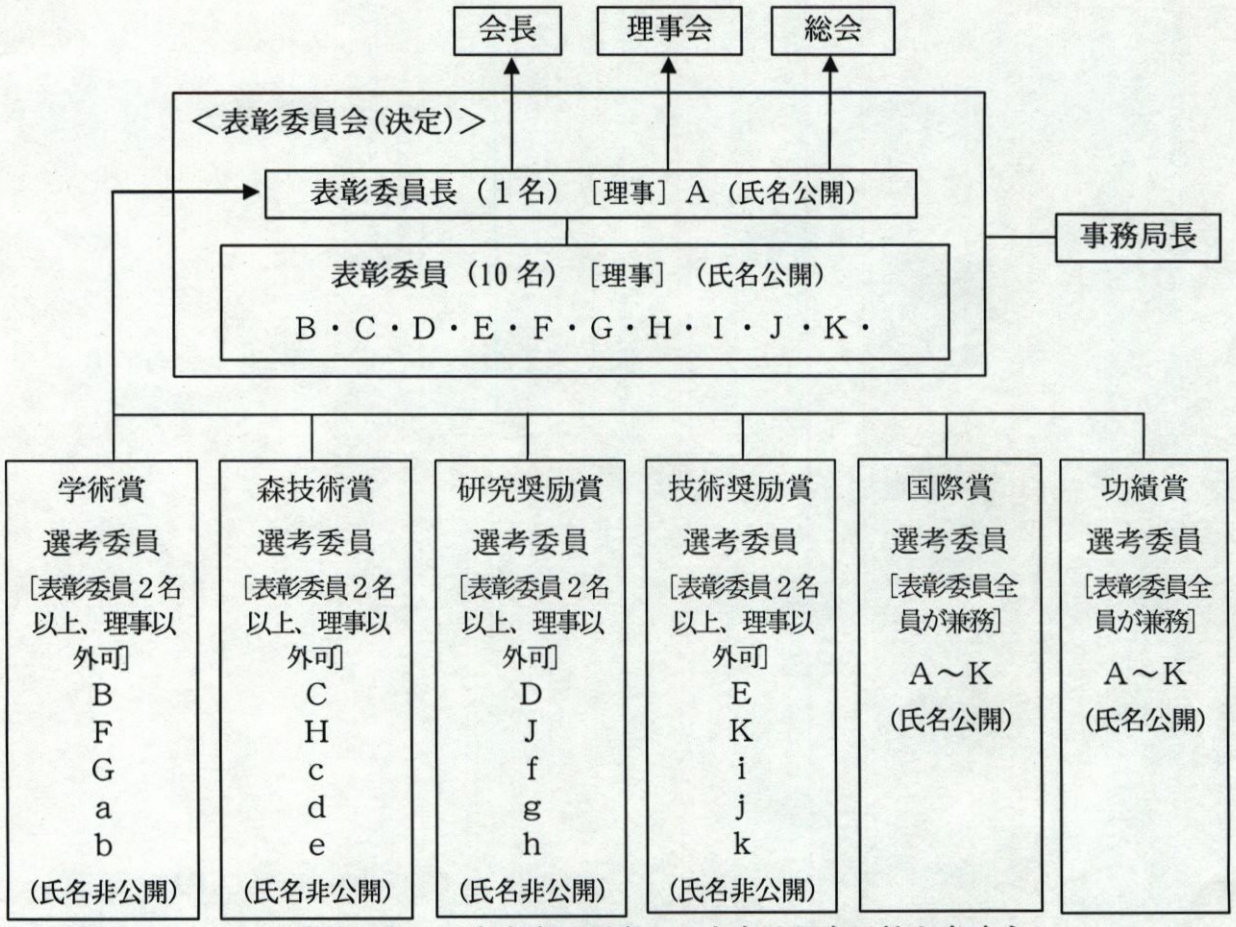

アルファベットは委員を表し、大文字は理事、小文字は理事以外を意味する

＜参考図＞　表彰委員会及び選考委員の概要（例）と学会賞選考の流れ